

# 小樽市立病院におけるインシデント・アクシデントの公表基準

## 1. 目的

小樽市立病院で発生したインシデント・アクシデント等の内容、原因、改善策等について、自らこれを公表し、医療の透明性を確保することにより、地域住民が安心して医療を受けられる環境づくりと、医療安全管理体制の向上を図るため、この基準を定めるものである。

## 2. 用語の定義

(用語の定義)

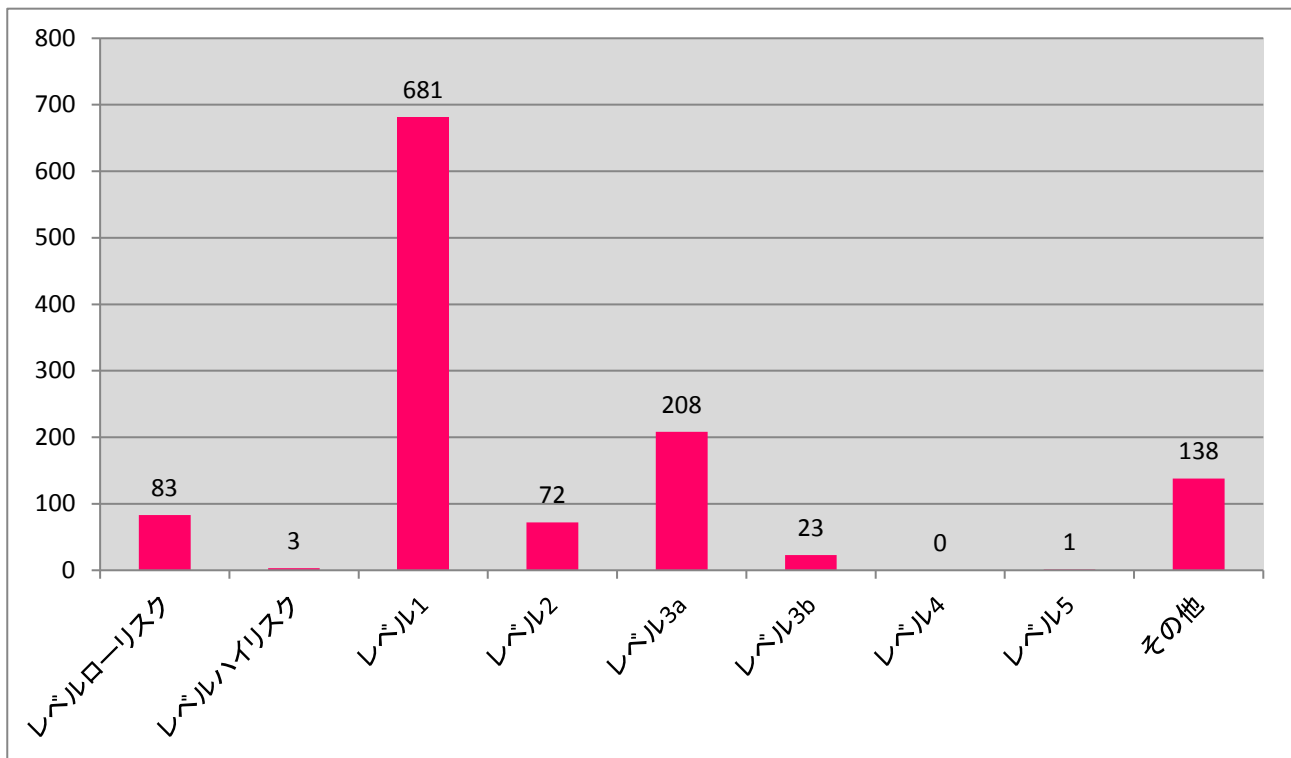
- (1) 医療事故 医療に係る場所で、医療の全過程において発生する人身事故一切を包含し、医療提供者の過失の有無を問わない。患者だけではなく、家族や医療従事者に被害が生じた場合も含み、転倒のように医療行為と直接関係しない場合も含む。また、身体的実害はないが、検査、観察を必要としたり、精神的被害を与えた場合も含む。
- (2) 医療過誤 医療事故の発生原因に、医療提供者の過失があるものをいう。
- (3) 医療（医事）紛争 医療に関して、医療提供側と患者側との間に生じた紛争をいう。
- (4) インシデント 日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為が実施されたが、結果として患者に実害を及ぼすに至らなかったものをいう。本規定では、「ヒヤリ・ハット」から経過観察が必要なものまでとする。医療事故レベルとして、0から2、その他に相当する。
- (5) アクシデント 本規定では、医療事故レベルとして、3a から5 に相当する。

## 3. 患者影響レベルの区分

アクシデント（医療事故）・インシデント（ヒヤリ・ハット）は、下記の通り区分することとする。

	区分	内容
インシデント (ヒヤリ・ハット)	レベルローリスク	間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった
	レベルハイリスク	レベルはローリスクではあるが、実施されればレベル4~5が予想される
	レベル1	患者に実害はなかったが、何らかの影響をあたえた可能性があるため、観察の強化や心身の配慮が必要になる場合
	レベル2	事故により患者にバイタルサイン等の変化が生じ、観察の強化及び検査の必要性が生じた場合
	その他	盗難、器具破損や書類の渡し間違いなど患者には影響がない場合
アクシデント (医療事故)	レベル3a	簡単な治療や処置を要した場合。(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与等)
	レベル3b	新たな治療や処置を要した場合。(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折等)
	レベル4	事故による障害が長期にわたると推測される場合
	レベル5	事故が死因となる場合

4. 2018年4月1日から2019年3月31日 インシデント・アクシデント レベル別発生件数



レベル5	<p>膵頭部癌に対し膵頭十二指腸切除術を行った。術後2週後に吐血による出血性ショックで死亡。原因究明のための解剖は家族が希望されず、実施されなかった。</p> <p>(主な再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因究明のための解剖について家族の理解が得られるように説明を行う。</li> <li>・出血の原因は不明であるが、術後合併症が起きることを想定し、厳重な観察を行う。</li> </ul>
------	--

5. 2018年4月1日から2019年3月31日 インシデント・アクシデント 概要別発生件数

